

市民意見募集 (パブリックコメント)

第2次行政改革大綱の策定に皆様の意見をお聞かせください。

行方市意見公募(パブリックコメント)の実施

■意見公募の趣旨

行方市では、現在の行政改革大綱の推進期間が平成22年度で終了することから、新たな行政改革の指針として「第2次行政改革大綱」の策定に着手し、市民を代表する11名の行政改革推進委員会において審議を重ね、検討案を取りまとめました。今後は、原案に対する市民の皆さんの幅広い意見収集を行い、改革に反映させたいと考えております。

■行政改革大綱(案)

詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。ご連絡をいただければ郵送により送付させていただきます。

■意見を提出できる方

市内に住所を有する方。意見公募(パブリックコメント)手続きに係る第2次行政改革大綱(案)に利害関係を有する方。

■募集期間

平成22年12月1日(水)から12月28日(火)まで

■意見の提出方法

意見書の様式に定めはなく、適宜用紙に必要事項を記入して提出するか、郵便、ファクシミリ、電子メールで提出してください。意見書の提出にあたっては、個人または法人等の住所・氏名を明記してください。(個人情報、目的以外に使用しません。また、意見書は返却しません。)

■意見の公表

ご意見の内容と市の考え方をホームページで一定期間公表します。なお、個々のご意見に対し直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

■意見書の提出先(お問い合わせ)

行方市役所(麻生庁舎)

総務部 政策推進課 行政改革推進グループ

〒311-3889 行方市麻生1561-9

TEL 0299-72-0811 (内線222)

FAX 0299-72-2174

URL: <http://www.city.namegata.baraki.jp/>

E-mail: seisaku@city.namegata.lg.jp

あなたの願いを一票に!

茨城県議会議員一般選挙

投票日時 12月12日(日)

午前7時～午後6時

投票所 市内24カ所(入場券に記載)

※麻生第2投票区の投票所が「麻生小学校体育館」から「行方市役所麻生庁舎」に変更になります。ほかの投票所は7月の参議院選から変更はありません

期日前投票

投票日時 12月4日(土)～

12月11日(土)

午前8時30分～午後8時

投票所 行方市役所各庁舎(3カ所)

開票 12月12日(日) 午後8時から

開票場所 行方市立北浦中学校体育館

(臨時TEL 0299-13513866)

選挙開票結果については、行方市のホームページ、メールアドレスでもお知らせします。

お問い合わせ 行方市選挙管理委員会

TEL 0299-72-0811

メールアドレスの登録はこちらから!

メールアドレスとは暮らしに役立つ情報を登録いただいた皆さんのパソコンや携帯電話へ、無料で配信するサービスです。

携帯電話への登録は下記のバーコードリーダーを読み取って登録してください。

お問い合わせ

秘書広聴課(麻生庁舎)

0299-72-0811



デマンド型

コミュニティバス(乗合タクシー)

行方市内の公共交通空白地帯を補うため、平成20年7月より乗合タクシーが運行しています。この乗合タクシーは、行方市民を対象とし、市内全域をご希望の場所から場所までを乗合で移動できる新しい交通システムです。通院や買物などお気軽にご利用ください。

尚、ご利用に際しては簡単な事前登録を行なった上での利用開始となります。

※1利用500円(条件により割引有)

※利用に関するパンフレット、事前登録様式は市ホームページからもダウンロードいただけます。

問い合わせ

企画課 TEL 0299-72-0811

社会福祉協議会 TEL 0299-136-2020

イルミネーションフェスティバル

2010

点灯式 12月4日(土) 午後6時～

※雨天時 12月5日(日)

点灯期間 12月4日(土)～1月10日(月)

午後5時～午後10時

点灯場所 麻生公民館

屋台村開催日

12月11日(土)・12日(日)・18日(土)・19日(日)

午後6時～9時

☆今年には北浦体育館&玉造庁舎でもイルミネーションを点灯します。

お問い合わせ

行方市観光協会 TEL 0299-135-2111

【第2次行政改革大綱】(案)

□行政改革の必要性

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本市では平成18年9月に第1次行政改革大綱を策定し、今年度までの5年間を計画期間とし、行政サービスの向上と行政内部のスリム化・効率化を目指し、組織機構の見直しや職員数の大幅な削減、事務事業の見直しなどさまざまな行政改革に取り組んでいます。

今後も、従来の価値観や行政手法を継続的に見直し、将来的な情勢の変化に対応した政策課題や施策の実現を図るため、市民から信頼される責任ある行政経営が必要になります。

□行政改革推進の基本的方針

複雑化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、効果的、効率的な行政サービスを安定的に提供していくため、行政経営の視点から事業の選択と集中、妥当性・有効性の検証など、成果に重点を置き、公平で透明性の高い事業を展開します。

□行政改革の実施計画

第2次行政改革を推進するため、行政改革実施計画(新集中改革プラン)を策定し、計画的な推進を図ります。計画の進捗状況については、多面的な観点から意見と助言を受けるとともに、市報やホームページを活用して広く市民の皆さんに公開します。なお、第2次行政改革大綱及び実施計画(新集中改革プラン)は、平成23年度から28年度までの6カ年計画となります。

1 信頼と責任ある行政経営

信頼される行政であり続けるため、積極的な情報の提供及び公開により行政の透明性を高めるとともに、緊急性・重要性の高い行政課題の解決や、サービスのさらなる向上に対処するため、検証に基づく評価改善を推進し、あらゆる業務の総点検を行います。

推進項目

情報化の推進

行政評価システムの確立

組織・業務の継続的な見直し

公有財産の有効活用

職員の資質向上と適正化

①情報提供手段の検証及び情報化の推進

②外部評価を組み入れた行政評価システムの導入実施

③組織・業務の継続的な見直し改善

④委託業務及び施設管理運営の総点検(指定管理者制度・民間委託等)

⑤公有財産の処分及び利活用 ⑥学校跡地利用計画の策定及び推進

⑦定員適正化計画の推進 ⑧人事評価制度の推進 ⑨組織風土改革と意識改革

2 市民協働による行政経営

「協働」「共創」の豊かな市民協働社会を実現するためのシステムづくりに着手します。さらに、公平性・透明性の向上を図り、市政への市民参加を拡充するとともに、意識の高揚を促し、市民協働による行政経営を目指します。

推進項目

市民協働の推進

市民協働の環境整備

外郭団体等の運営自立促進

⑩市民参画の機会の拡充 ⑪市民活動支援制度の充実

⑫市民と行政の協働システムづくり

⑬公益法人との連携及び関与のあり方を検証

⑭団体等への補助金の適正化と自立促進

3 健全財政による行政経営

持続可能な行政経営の確立を図るため、新たな財政集中改革プランを策定し、簡素で効率的な行政運営及び力強い財政構造への転換を図ります。

推進項目

歳入の確保

経常収支比率の抑制

実質公債費比率の抑制

財政調整基金等の有効活用

地方公営企業の経営健全化

⑮歳入の確保と収納率向上 ⑯使用料・手数料等の受益者負担の適正化

⑰経常経費の削減

⑱公債費の削減

⑲基金残高の確保と有効活用

⑳上下水道の財政健全化

*実施計画書……推進項目を計画的に実施するため、現状分析、目標・効果の設定、年度別計画等の詳細計画を別途作成し、目標管理並びに進行管理の徹底を図ります。